

【基本目標Ⅱ】いのち・人権の尊重

■施策の方向 1 配偶者等からの暴力等、あらゆる暴力の根絶

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	令和3年度	審議会評価・意見 (令和3年度分)
	21	DV相談と被害者に対する支援	福祉事務所	<p>【取組内容】 障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援を行う。虐待があった場合は、立入調査や、やむを得ない措置での入所、面会制限などの対応をとり、障がい者本人の安全を確保する。虐待としなかった場合も、各種関係機関と連携を図り、情報提供や助言を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備する。</p> <p>【実績】 関係機関からの通報1件に対して、本人及び養護者、支援者から聞き取りを行い、対応を行った。セルフネグレクト案件(1件)について、定期的に連絡をとり見守りを行った。</p> <p>【課題・今後の方向性】 今後も関係機関と連携を取り、虐待等の早期発見、解決に努めていく。</p>	今後も関係機関と連携を取り、虐待の早期発見、解決に努めていただきたい。
	21	DV相談と被害者に対する支援	子ども未来課	<p>【取組内容】 家庭児童・母子相談員による相談業務を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 DV相談と被害者に対する支援の実施</p>	<p>【目標・計画】 -</p> <p>【実績】 -</p> <p>【課題・今後の方向性】 -</p>	
	21	DV相談と被害者に対する支援	総合政策課	<p>【取組内容】 相談員による相談業務を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 DV相談と被害者に対する支援の実施</p>	<p>【目標・計画】 ホームページやチラシ、広報誌にて相談窓口の周知を行う。DV相談と被害者に対する支援を行う。</p> <p>【実績】 男女共同参画センターで受付した相談件数(面談・電話相談等) 162件</p> <p>【課題・今後の方向性】 男女共同参画センターがDV相談窓口であることの周知を行う。</p>	一つ一つの事案に対して今後も丁寧に対応をお願いしたい。
	21	DV相談と被害者に対する支援	介護サービス課	<p>【取組内容】 高齢者の権利擁護の一環としてDV相談にも対応する。困難事例・虐待への対応、成年後見制度活用の支援等、相談・連絡・通報等があったケースに対応する。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 困難事例・虐待への対応、成年後見制度活用の支援等、相談・連絡・通報等があったケースに対応する。</p> <p>【実績】 ・DV相談があった場合は、関係機関と連携を取り対応した。 ・養護者による高齢者虐待(疑い含む)相談は、まず包括支援センターで対応し、通報を受けたケースについて、コアメンバー会議を開催し、虐待と判定されたケースについて対応した。</p> <p>【課題・今後の方向性】 ・今後も、地域包括支援センターを中心に様々な人からの相談を受ける体制を整えていく。</p>	一つ一つの事案に対して今後も丁寧に対応をお願いしたい。

相談窓口の周知や救済措置の充実を図ります。

ア

22	各種相談窓口の周知、啓発	総合政策課	<p>【取組内容】 DVは専門機関への相談が有効・重要であるため、広報やHPへの掲載及びPRカード等により相談窓口の周知をする。</p>	<p>【目標・計画】 男女共同参画センターのDV等相談窓口としての認知度アップにつなげる。</p>	
			<p>【実績】 ・DV相談窓口周知カード等を公共施設等に補充し、周知を行った。 ・成人式の式典のしおりの中に、DV・デートDV防止啓発記事を掲載した。</p>	<p>【課題・今後の方向性】 継続して周知を行う。</p>	
	<p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】 継続して周知を行う。</p>			
	<p>【取組内容】 市報や障がい者手帳交付時に配布している「障がい者福祉のしおり」で、虐待通報窓口の周知に努める。</p>	<p>【目標・計画】 市報や障がい者手帳交付時に配布している「障がい者福祉のしおり」で、虐待通報窓口の周知に努める。</p>			
22	各種相談窓口の周知、啓発	福祉事務所	<p>【実績】 手帳交付者に「障がい者福祉のしおり」を手渡しし、内容を周知していった。</p>	<p>【課題・今後の方向性】 手帳交付者に周知を図る。</p>	
			<p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】 手帳交付者に周知を図る。</p>	
22	各種相談窓口の周知、啓発	子ども未来課	<p>【取組内容】 相談窓口の周知、啓発を行う</p>	<p>【目標・計画】 広報紙、子育て支援ブック、ホームページにて周知、啓発を行う。</p>	
			<p>【実績】 相談窓口の情報を、広報紙、子育て支援ブック、ホームページに掲載した。</p>	<p>【課題・今後の方向性】 引き続き、相談窓口の周知・啓発を行う。</p>	
22	各種相談窓口の周知、啓発	介護サービス課	<p>【取組内容】 平成28年度から高齢者の相談業務を包括支援センターへ委託した。住民やコミュニティ、老人クラブ、民生委員・主任児童委員等へまた、医療・介護関係機関にも周知啓発を行い、身近な相談窓口になるよう取り組む。</p>	<p>【目標・計画】 広報に地域包括支援センター（市内3箇所）について掲載。コミュニティ、老人クラブ、民生委員・主任児童委員、医療・介護関係機関等に周知する。</p>	
			<p>【実績】 広報4/1号に地域包括支援センター（市内3箇所）について掲載。民生委員・主任児童委員定例会、コミュニティ、老人クラブ等連絡会に参加し、関係づくりや地域包括支援センターの周知啓発を行った。</p>	<p>【課題・今後の方向性】 今後も、あらゆる機会を活用して啓発に努める。</p>	
			<p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】 今後も、あらゆる機会を活用して啓発に努める。</p>	

23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	税務課	【取組内容】 窓口でのDV対象者への対応の徹底	【目標・計画】 対象者以外に証明書等を発行しないよう徹底する。	
				【実績】 税証明の際は本人確認の上、対象者本人へ交付を行った。	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、本人確認を徹底し交付を行う。	
23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	市民課	【取組内容】 ①DV支援措置申請の相談 窓口、新規・継続申請の受付 ②対象者への証明書発行や 戸籍届出の受付 ③マイナポータル対応	【目標・計画】 ①DV支援に係る相談・受付時に、男女共同参画センターとの連携に努める。申請者の状況を正確に把握し、迅速な抑止処理と各課通知等を行うことで、本人以外の者が住民票等を取得することのないようにする。 ②対象者への証明書発行時には、職員2人で発行確認をする。また、戸籍の届出や相談時、戸籍から対象者の居所が推測されないよう(届書の記入案内や届出地の変更を促す等)アドバイスする。 ③個人番号制度による情報連携開始に伴い、個人番号カードを用いて、加害者が被害者の情報等を閲覧出来る危険性が生じる。その為、支援措置申請の際、より慎重な聞き取りやアンケート等(個人番号カード保持者であるか、カードは手元にあるか等)の工夫を施し、対象者に対して、情報連携の「自動応答不可」及び「不開示設定」等適切な処理を行っていく。	
				【実績】 ①②③目標通り、対象者の情報が遺漏しないよう取り扱いを徹底した。継続の場合、杷木の男女共同参画センターにて住基支援措置の相談が出来る旨のご案内をし、杷木支所で申請の確認をしてもらうよう、協力体制を整えた。	
			【活動指標・当初値】 実施。	【課題・今後の方向性】 担当者をローテーションし、多くの職員が対応できるようにする。	
23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	収納対策課	【取組内容】 窓口でのDV対象者への対応の徹底	【目標・計画】 対象者の住所等の情報が漏洩しないように個人情報の取り扱いを徹底する。	
				【実績】 名前、住所等の本人確認を徹底し、情報を漏らさないよう取り扱いに注意した。	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も窓口でのDV対象者への対応の際は情報漏洩しないように管理を徹底する。	

イ	配偶者等からの暴力防止に向けた啓発と被害の防止について意識啓発を行います。	24	DV防止法等の周知と情報提供	総合政策課	<p>【取組内容】 広報やHPを活用し、DV防止等の周知と情報提供を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 ・男女共同参画センターのDV等相談窓口等の周知をする。 ・11月「女性に対する暴力をなくす運動」の際に、相談窓口等の周知をする。</p> <p>【実績】 ・広報あさくらの毎月1日号に「あさくら女性ホットライン」の電話相談先の情報を掲載している。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパネル展示を行い、DV防止等の周知を行った。</p> <p>【課題・今後の方向性】 広報誌やHPの活用、また、男女共同参画センター利用者、主催講座参加者に随時呼びかけていく。</p>
		25	ポスターやパンフレット、広報紙等を活用した啓発	総合政策課	<p>【取組内容】 ・DV防止啓発のためのリーフレットやあさくら女性ホットラインカード等の窓口設置、補充、ポスターの貼付により、啓発を行う。 ・広報・HPを活用し、DV防止の周知と情報提供を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 市内の医療機関等や公共施設に「あさくら女性ホットライン周知カード」「DV・デートDV防止カード」の配布を行う。</p> <p>【実績】 ・DV相談窓口周知カード等を公共施設等に補充し、周知を行った。 ・HPに、あさくら女性ホットラインをはじめ、関係機関の電話相談窓口を周知し啓発を行った。</p> <p>【課題・今後の方向性】 継続実施</p>
		26	DV防止啓発セミナー等の開催及び案内	総合政策課	<p>【取組内容】 DV・デートDV防止啓発のための研修会や講座等の実施に対し、講師派遣等の支援を行う。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 市内中・高校へDV・デートDV防止講座の呼びかけをし、希望を募り実施する。</p> <p>【実績】 ・DV・デートDV防止啓発パンフレットを市内中・高校の各生徒に配布した。 ・成人式の式典のしおりの中に、DV・デートDV防止啓発記事を掲載した。</p> <p>【課題・今後の方向性】 DV・デートDV防止啓発セミナー等の開催を呼びかける。</p>
		27	相談員、職員の研修の実施	福祉事務所	<p>【取組内容】 障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修や、障がい者虐待防止対応事例検討会に参加し、虐待対応のスキルアップを図る。</p> <p>【活動指標・当初値】 実施</p>	<p>【目標・計画】 障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修や、障がい者虐待防止対応事例検討会に参加する。</p> <p>【実績】 県主催の事例検討会に参加。県主催の研修は、今年度は参加していない。</p> <p>【課題・今後の方向性】 今後も研修会・検討会に参加し、対応スキルの向上を図る。</p>

27	相談員、職員 の研修の実施	子ども未来 課	【取組内容】 県主催の研修会への参加	【目標・計画】 県主催の研修会へ参加する。
				【実績】 相談業務に必要な研修に年14回参加した。
			【活動指標・当初値】 県主催の研修会への参加	【課題・今後の方向性】 引き続き、相談業務に必要な研修に参加する。
27	相談員、職員 の研修の実施	介護サー ビス課	【取組内容】 平成28年度から高齢者の相 談業務を包括支援センター へ委託したため、委託先包 括支援センター職員へ虐待 防止に向けた啓発と被害の 防止についての研修を行う。	【目標・計画】 委託先地域包括支援センター合同で虐待対応ケース報告 および意見交換会等を開催する。県主催等の虐待対応に関 する研修会への参加を依頼する。
				【実績】 委託先地域包括支援センター合同で事例検討および意見 交換会を実施した。県主催の虐待対応研修会に参加した。
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 委託先地域包括支援センター合同で事例検討および意見 交換会を実施した。県主催の虐待対応研修会に参加した。
28	健康相談等 によりDV被害の 相談を受けた 場合の関係機 関との連携	健康課	【取組内容】 乳幼児健診、育児相談事業 は母子の健康増進、正常な 発達のための相談だが、そ の相談の場においてDVの早 期把握・発見を行う。	【目標・計画】 育児は母親だけではなく、母親と父親が協同して 行い、家族全体で取り組んでいくことが必要であることを周 知しつつ、DVについて相談しやすい環境づくりを行う。
				【実績】 乳幼児健診会場(38回)や育児相談(16回)の場でDVの直 接的な相談はなかった。 乳幼児健診、育児相談ともに新型コロナウイルス感染拡大 防止のため中止もあったが、希望者には個別相談を実施し た。
			【活動指標・当初値】 乳幼児健診(年54回)・育児 相談事業(年24回)の実施	【課題・今後の方向性】 引き続き個別にきめ細やかに対応し、こども未来課や久留 米児童相談所と必要時は連携する
29	商工会議所等 を通じた市内 事業所等への 啓発協力依頼	商工観光 課	【取組内容】 商工会議所・商工会の総会・ 総代会開催時の資料と共 に、職場等でのセクハラ防止 やDV・デートDV防止の資料 を配布できないか働きかけ る。	【目標・計画】 ①総会開催時期:5月 ②総代会開催時期:5月
				【実績】 新型コロナウイルス感染症対策の為、総会中止
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続して啓発資料の配布に努める。

学校、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止について啓発を行います。	30	行政職員に対する人権研修	人事秘書課	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題を題材にし、様々な視点からテーマを年次的に設定し、有効な研修を継続・実施します。</li> <li>・各種ハラスメント防止に向けて、職員への周知・啓発を実施します。</li> </ul>	<p>【目標・計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会の開催 正職員：令和2年8～10月(予定) 会計年度任用職員：朝倉市主催人権研修参加</li> <li>・庁舎内イントラ掲示板等を活用し、職員へ各種情報を提供するとともに、研修、庁内会議等を通じてハラスメント防止の徹底を図ります。</li> </ul> <p>【実績】</p> <p>市職員ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、庁舎内イントラ掲示板に登録し周知しました。</p>	
				<p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、庁内イントラ掲示板を有効活用し、職員全体に向けた情報提供・周知啓発に努めます</li> </ul>	
		31	行政職員を対象とした相談窓口の周知・啓発	人事秘書課	<p>【取組内容】</p> <p>相談窓口の設置に係る周知・啓発を実施します。</p>	<p>【目標・計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に庁内イントラ掲示板等を活用し、相談窓口の開設について情報提供を行います。</li> </ul> <p>【実績】</p> <p>市職員ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、庁舎内イントラ掲示板に登録し周知しました。</p>
				<p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、庁内イントラ掲示板を有効活用し、職員全体に向けた情報提供・周知啓発に努めます</li> </ul>	
	32	教職員を対象とした、セクハラ防止、DV・デートDV防止の研修や学習等による啓発、及び生徒を対象とした、両性の本質的平等の観点からの学習による啓発	教育課	<p>【取組内容】</p> <p>中学校生徒の理解を深めるため人権・同和教育を行う。</p>	<p>【目標・計画】</p> <p>人権・同和教育の推進を行う。 中学校生徒に対し、各中学校の年間指導計画に従って、男女平等や人権尊重の精神を育成する観点から、人権・同和教育の教育計画や保健の指導計画に基づき、教科以外でもあらゆる機会をとらえた教育を行う。</p> <p>【実績】</p> <p>各学校の人権・同和教育計画や保健教育の年間指導計画、実施時間等を点検及び授業参観を行った。</p>	
				<p>【活動指標・当初値】</p> <p>実施</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p> <p>生徒に対しては各学校の教育計画の実施点検を行った。教職員については、朝倉市教育支援センターの人権・同和教育研修、県の研修機関における研修で身につけたことを授業実践に活かすようにした。</p>	

■施策の方向 2 性差に基づく心身の健康支援

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	令和3年度	審議会評価・意見 (令和3年度分)
ア 性差に基づく疾病や健康障害についての情報提供等を行います。	33	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	健康課	【取組内容】 女性が自らの身体についての健康管理や性に関する自己決定を行えるよう理解を深めるための情報提供や啓発を行う。	【目標・計画】 ①(事業名)妊婦健康診査 (内容)妊婦健康診査基本健診及び必要とされる検査費用の公費負担 (実施時期)通年 ②(事業名)思春期ヘルスライフプラン事業 (内容)将来親になる男女が命や性に関する確かな知識を持ち、出産に関する正確な情報を知ったうえで、将来設計を立てることができるように、中学生への情報提供、教育を行う。 (実施時期)通年	
				【実績】 ①妊婦健康診査補助券交付者310人(予定) 平均受診回数11.回(予定) ②市内中学校3校実施 中学3年生263人参加		
				【活動指標・当初値】 妊婦健康診査等:実施 思春期ヘルスライフプラン事業:中学校で実施	【課題・今後の方向性】 今後も、引き続き実施し、情報提供や啓発に努める。	
	33	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	総合政策課	【取組内容】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツセミナーを開催し、男女が共通の問題として理解を深められるよう啓発を行う。	【目標・計画】 健康課と連携した取組を検討する。 継続的にセミナー開催により啓発を行う。  【実績】 コロナによる感染防止のため、セミナー開催に至らなかった。	
				【活動指標・当初値】 実施 参加者30人	【課題・今後の方向性】 今後も健康課との連携をはかり、啓発を行う。	
イ 配慮を必要とする人への支援をします。	34	LGBTなどの性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の人権啓発と理解の促進	人権・同和対策課	【取組内容】 性差のない人権についての理解・認識を深める。	【目標・計画】 みんなの人権セミナー(第3回)  市民を対象に、7月21日(水)にピーポート甘木第4・5学習室にて、性的少数者の人権をテーマに「LGBTの理解が地域発展のカギに」を演題とした人権セミナーを開催する。	
				【活動指標・当初値】 参加者(30年度) 35人	【実績】 実施日:7月21日(水) 参加者:55人 講師:NPO法人カラフルチェンジラボ代表理事 三浦暢久さん 演題「LGBTの理解が地域発展のカギへ」	
	35	配慮を必要とする人への支援	人権・同和対策課	【取組内容】 高齢者の生きがい対策、居場所づくりを支援する。	【目標・計画】 各支部住民および周辺地域住民を対象に、男女を問わず、健康体操や手芸工作活動、社会科見学等のデイサービスを行う。 ①甘木総合隣保館にてミニデイサービス ②杷木人権啓発センターにてデイサービス	
				【活動指標・当初値】 実施回数(30年度) ①10回、②12回 参加人数(30年度) ①150人②144人	【実績】 実施回数 ①4回、②6回 参加人数 ①34人②35人	
				【課題・今後の方向性】 引き続き、男女共同参画の視点に立った、高齢者の生きがいづくりのための交流を図っていく。		

■施策の方向 3 男女共同参画に関する苦情や人権救済措置の充実

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	令和3年度	審議会評価・意見 (令和3年度分)
ア 男女共同参画苦情処理委員制度の周知を図ります。	36	広報紙やホームページの活用による周知の充実	総合政策課	【取組内容】 広報あさくらやHP等を活用し、男女共同参画に関する苦情や性差別等による人権救済措置について、周知を行う。	【目標・計画】 市報・HP等での情報発信に取り組む。	
				【活動指標・当初値】 実施	【実績】 ・市のホームページに苦情処理委員制度についての記事を掲載し、情報提供を行っている。 ・苦情処理委員を委嘱し苦情処理の窓口設置しているが、相談の申し出はなかった。(委員にその旨報告した)	
イ 相談窓口の周知を図ります。	37	男女共同参画苦情処理の相談窓口の周知の充実	総合政策課	【取組内容】 男女共同参画苦情処理について、市としての窓口があることを広報あさくらやHP等で周知し、制度の充実を図る。	【目標・計画】 男女共同参画センターの相談窓口でも周知を図る。	
				【活動指標・当初値】 実施	【実績】 ・市のホームページに苦情処理委員制度についての記事を掲載した。	
イ 相談窓口の周知を図ります。	38	関係機関との連携及び相談窓口の周知	人権・同和対策課	【取組内容】 男女共同参画の視点に立った啓発冊子を配布する。	【目標・計画】 ○人権啓発冊子カレンダー 「ひらけ未来に」  男女参画の視点に立った記事を掲載し、人権啓発の推進に努める。	
				【活動指標・当初値】 12月に全戸配布する	【実績】 8回の編集委員会を開催し、12月にカレンダー形式による啓発冊子を全戸に配布。 DVに関する記事の掲載や相談窓口の紹介をすることで、男女共同参画の推進及び暴力による人権侵害についての啓発に努めた。 また、冊子巻末でもDV等に関する相談窓口情報を掲載した。	
				【課題・今後の方向性】 家庭・地域・職場など身近な人権問題を題材とし、男女共同参画の視点に立った啓発記事の作成に努める。		